



倉敷市における情報公開制度の在り方について

答 申

平成 10 年 1 月 26 日

倉敷市情報公開制度審議会

答申にあたって

倉敷市情報公開制度審議会は、平成9年5月2日、倉敷市長から倉敷市の情報公開制度の在り方について質問を受けた。

以来、本審議会は、審議会を13回、また、審議会での問題点を更に専門的に審議するため、平成9年11月以降、条例の規定に基づく専門委員会を3回開催し、制度の基本的な在り方及び主要な課題について慎重に審議を重ねてきた。審議会においては、政府の行政改革委員会が策定した情報公開法要綱案（平成8年11月）や既に導入している各地方公共団体の情報公開制度の内容等を参考として、様々な観点から議論を行った。論点の中には意見の一致を図るよう努めたにもかかわらず、意見の分かれたものもあり、この点については委員の意見を尊重する立場から両論併記とした。なお、意見の取りまとめ方としては、市が条例案を作成する際に本審議会の意見が反映されるよう意見の提示という形式をとっている。

市としては、この提言を十分に尊重され、倉敷市情報公開条例の制定に向けての歩みを進められることを要望する。

目 次

第1 情報公開制度の目的と基本原則	1
第2 情報公開制度の内容	3
1 実施機関	3
2 請求権者	3
3 対象情報	3
4 不開示情報	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) 部分開示	4
(3) 不開示情報の範囲	4
5 公益上の理由による裁量的開示	7
6 情報の存否を明らかにできない場合の取扱い	7
7 開示請求等の手続	7
(1) 開示請求の窓口	7
(2) 開示請求の方法	8
(3) 開示請求に対する措置	8
(4) 第三者保護に関する手続	9
(5) 開示の方法	10
(6) 費用負担	10
8 救済制度	11
(1) 不服審査会の設置	11
(2) 不服審査会の調査権限等	11
9 情報公開制度運営審議会	11
10 運用状況の公表	12
11 他の制度との調整	12
12 個人情報の本人開示	12

附属資料

資料1 質問（写）	13
資料2 倉敷市情報公開制度審議会条例（抄）	14
資料3 倉敷市情報公開制度審議会委員名簿	15
資料4 倉敷市情報公開制度審議会専門委員会委員名簿	16
資料5 倉敷市情報公開制度審議会開催経過	17

第1 情報公開制度の目的と基本原則

情報公開制度は、市民から信頼される公正かつ民主的な行政の実現のための基盤となる制度であり、開かれた行政の推進の大きな原動力となることはいうまでもない。倉敷市の保有、管理する記録や情報につき、関係市民がその開示を請求し、それに接することができる情報公開制度を整備することは、憲法第21条に由来する国民の知る権利を具体化するものであって、倉敷市と市民との望ましい関係に大きく奉仕することができる。

国による情報公開制度の創設に先がけて、現在、多数の地方公共団体に情報公開制度が確立されているのは、まさに、このことを示すものである。

国民主権及び住民自治の理念から、倉敷市における情報公開制度の目的は、市民に対して、市の保有する行政に関する記録や情報につき、その開示を請求する権利を保障することに尽きるといつても過言ではない。かくして、市政運営の公開性、透明性が担保され、市政を市民に説明する責務が全うされることによって、地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政が推進されるのである。

このような基本理念に基づいて情報公開制度を考えるとき、次に掲げる事項を基本原則とすることが適当である。

1 原則公開の確立

市が保有する情報は、原則として市民が自由に利用できるよう公開されなければならない。したがって、個人のプライバシーの保護や公共の利益の観点から、不開示とする情報は、例外として必要最小限にとどめるべきである。

2 プライバシーの最大限の保護

プライバシーの権利は、個人の自由と尊厳にかかる基本的人権であり、不当に侵害されることのないよう、最大限に保護されなければならない。

3 利用者に便利な手続きの整備

情報公開制度が、市民に信頼を得て利用されるためには、わかりやすい窓口、簡易な請求手続き、検索資料の整備など、市民にとってわかりやすく、利用しやすい手続きを整備すべきである。

4 公正かつ迅速な救済制度の確立

情報公開制度を実効性のあるものにするためには、市民が市の決定に不服がある場合に、公正で迅速な救済が受けられるよう、独自の救済機関を設けるべきである。

5 制度の適正な活用

市は、情報の適正な作成や保存に努めるとともに、原則公開の基本理念にしたがい、適正に制度を運用しなければならない。一方、請求者は、営利目的のために反復継続して大量の請求を行ったり、取得した情報を他人を害する目的で使用するなどの権利の濫用は厳に慎まなければならず、制度の適正な利用に努めなければならない。

第2 情報公開制度の内容

1 実施機関

地方自治法に基づき独立して事務を管理し、執行する権限をもつ市のすべての執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）及び執行機関に準ずる機関である水道事業管理者、消防長を実施機関とすることが適当である。

市議会については、議決機関としての独立性・自主性を尊重し、議会の自主的判断に委ねることとするが、執行機関とともに市政を担う重要な機関であることから、実施機関に加わることを期待する。

市が出資している公益法人は、市とは別の法人格を有するものであるから実施機関には含まれないが、情報公開制度の趣旨を踏まえ、自主的に制度化を図ることが望ましい。

2 請求権者

情報化社会の進展や生活圏の拡大等による情報の広範な流通を理由に、何人であっても請求権者になり得るとする考え方もある。しかし、倉敷市の情報公開制度は倉敷市という地方自治体の制度であるという基本的な観点から、市民を基本とし一定の基準を設けることが適当であり、制度の目的である市の諸活動を説明する責務を全うするという見地からも、市の行政活動が影響を与える範囲で開示請求権を認めることが適当である。

3 対象情報

制度の対象となる情報は、実施機関の職員が職務上作成し又は取得した文書、図画、写真、又はフィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体に記録されている情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が現に保有しているものとすることが適当である。

(1) 市の保有する情報は、紙を媒体とする文書や図画をはじめ、磁気テープや磁気ディスクなど様々な媒体に記録されており、記録媒体によっては開示の方法に問題のある場合が考えられるが、開示の方法については別に定めることとし、可能な限り対象情報とすることが適当である。

(2) 決裁・供覧の手続を経たものに限らず、実施機関の職員が行政文書として組織的に用い

るために、実施機関が保有している情報はすべて対象とすべきである。

(3) 制度を実施する以前の情報についても、現に実施機関が保有しているものはすべて対象とすべきである。しかしながら、市が保有する情報の量は膨大なものであり、特に過去に作成し又は取得したものについては、必ずしも十分に整理されていないことが考えられる。したがって、過去の情報のうち、制度実施時に整理できているものについては当然開示されることとなるが、整理できていないものについては、猶予期間を設け、速やかに整理し開示することができるようされることを要望する。

4 不開示情報

(1) 基本的な考え方

市民の利益及び公益のために市の保有する情報を広く公開することは、情報公開制度の趣旨であるが、市が保有する情報の中には、個人のプライバシー、企業秘密、公共の安全に関する情報等のように、開示することにより市民の権利利益を害したり、公共の利益を損なうこととなる場合がある。このように情報が公開されないことが市民の利益となる場合があり、このことと情報公開を要請する市民の利益との合理的な調和を考えられなければならない。そこで、一定の合理的な理由に基づいて不開示とする必要のある情報を、後記「(3) 不開示情報の範囲」に詳しく述べる7つの類型に区分し、可能な限り限定的かつ明確に定めることとすべきであると考える。そして、実施機関は、開示請求に係る情報については、かかる不開示情報が記録されているときを除き、当該情報を開示しなければならないものとすべきである。

(2) 部分開示

開示請求された情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に該当する部分と当該部分を除いた部分を容易に区分することができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないとすべきである。ただし、不開示情報が記録された部分を除いて開示するとき、開示部分が情報として客観的に無意味であると認められるときは、その理由を述べ、部分開示の義務を負わないこととすることが適当である。

(3) 不開示情報の範囲

ア 法令秘に関する情報

法令又は条例の規定により、開示することができないとされている情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報については開示すべきである。

(7) 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報

(イ) 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められる部分の情報

(ウ) 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名に関する情報

公務員の氏名については、公務の遂行に関する限り行政の説明責任としてすべての公務員の氏名を開示すべきであるという意見と、一定の職務上の権限又は責任を有する公務員について開示すれば足りるのでないかとの意見があった。

(イ) 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

ウ 法人等に関する情報

法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められる情報については開示すべきである。

(7) 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、企業秘密、ノーアンダーハウ等の財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

(イ) 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供された情報で、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

実施機関にとって必要な情報の中には、公にしないとの約束をしてはじめて提供を受けることのできる情報があり、また、提供する側にとって、公にしないとの約束を信頼し実施機関に提供する情報がある。それらの情報が情報公開条例によって開示されることになると、実施機関が必要とする情報の収集に支障を及ぼし、企業等が情

報提供に消極的となり、情報がそもそも提供されなくなるおそれがあり、次に述べる「エ 公共の安全等に関する情報」に該当する場合は別として、開示すべきでないとの意見がある一方で、非公開約束付き任意提供情報の規定を設けると、約束が合理的であるかどうかの判断によっては、不開示の範囲が広がり、この規定が濫用されかねないとの意見があった。

エ 公共の安全等に関する情報

開示することにより、犯罪の予防及び捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

オ 審議・検討等に関する情報

実施機関内部又は実施機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

審議会等の合議制機関に関する情報についての開示・不開示の判断は、当該審議会等の議決により決せられるものではなく、当該審議会等の性質及び審議事項の内容に照らし、個別具体的に、率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるか否かにより判断することが適当である。

カ 事務・事業に関する情報

監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

行政の事務・事業に関する情報を開示すると、当該事務・事業の目的を失ったり、特定の者に利益や不利益を及ぼしたり、関係当事者間の協力関係や信頼関係を損なう等、当該事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、不開示とする合理的な理由が認められることから、不開示情報とすることが適当である。

キ 国等との協力関係に関する情報

市と国、他の地方公共団体又は公共的団体との間における協議又は国等からの依頼等に基づいて実施機関が作成し又は取得した情報であって、開示することにより、国等と

の協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認めるに足りる相当な理由があるもの

実施機関には、国や他の自治体又は公共的団体との間における協議やこれら国等からの依頼や委任等により作成し又は取得する情報がある。この場合、国等が公表していない情報や機関委任事務に関する情報であって、主務大臣等から開示してはならない旨の指示のある情報を実施機関が一方的に開示すると、国等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼし、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。したがって、これらの情報は、不開示とする合理的な理由が認められることから、不開示情報とすることが適當である。

5 公益上の理由による裁量的開示

不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由が認められる場合を考えられることから、公益上の理由による裁量的開示の規定を置くことが適當である。なお、この場合の開示は裁量によることから、実施機関は、開示の決定に先立ち、不開示情報の規定により保護される利益を有する第三者に対して、書面により開示する旨とその理由を通知しなければならないこととすべきである。

6 情報の存否を明らかにできない場合の取扱い

開示請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、開示請求に係る情報の存否を明らかにしないで請求を拒否できることとする明文の根拠を設けることが適當である。

7 開示請求等の手続

(1) 開示請求の窓口

開示請求には、市民が適切な相談や案内を受けることのできる窓口が必要であり、また、情報の開示に関する事務は、統一的に運用されなければならない。したがって、開示請求に係る事務を総合的に行う窓口を設置すべきである。

なお、将来は各課においても開示請求を受け付けることとすべきであるが、制度が定着

するまでの当分の間は、児島、玉島、水島の各支所にも窓口を設けて、総合的窓口との連絡を密にし、市民の利便を図ることを要望する。

(2) 開示請求の方法

開示請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、法的な救済の機会が与えられる。したがって、開示請求は、請求に係る事実関係を明確にし、手続の正確を期することができるよう、請求に必要な事項を記載した書面の提出により行うべきである。また、請求書の記載要件を満たしていれば、郵送やファックスによる請求も受け付けることとすることが適当であり、将来は、インターネットをはじめとする電子情報化に対応できる環境が整備された段階で、電子メールによる請求も認められてよい。なお、開示請求しようとする情報の特定に当たっては、請求者と実施機関との間で請求内容に食い違いが生じないよう、十分配慮する必要がある。

請求目的を記載要件とすべきかどうかについては、情報公開制度は、請求目的を問わず情報の開示を求めることができる制度であるから、目的の記載は不要であるとの意見と、記載要件とする必要はないが、情報の適正使用等の観点から記載欄を設け、記入を任意とすることは差し支えないのではないかとの意見があった。

(3) 開示請求に対する措置

ア 開示・不開示の決定

開示請求があったときは、次のとおり、開示・不開示の決定をすることが適当である。

(7) 実施機関は、開示請求に係る情報を開示するときは、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を、書面により通知しなければならない。

(1) 実施機関は、開示請求に係る情報を開示しないとき及び開示請求に係る情報が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときは、不開示決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知し、不開示の理由を具体的に明示しなければならない。

(ウ) 開示請求された情報が不開示情報に該当し不開示決定をする場合であっても、一定期間が経過することによって不開示情報に該当しなくなることが明らかなときは、開

示可能と考えられる期日を併せて通知することが適當である。

イ　処理期限

開示請求に対する開示・不開示の決定は、できるだけ速やかに行われるべきであるが、開示・不開示の決定のための期間は、開示請求の対象となる情報の量、不開示情報に該当するかどうかの審査、第三者保護手続の要否、実施機関の繁忙の状況等により一義的に定めることは困難であることから、処理期限は、適法な開示請求があった日の翌日から数え15日とすることが適當である。

また、開示請求の対象となる情報に第三者に関する情報が含まれており、第三者に意見を聞く必要がある場合等、事務処理上相当な日時を要することが予想されるやむを得ない理由があるときは、30日を限度として延長することができるとすることが適當である。

ウ　著しく大量な情報の開示請求の取扱い

開示請求に係る情報が著しく大量である場合は、そのすべてについて開示・不開示の決定を行うことにより、通常の事務の遂行が著しく停滞することが考えられる。このような場合には、実施機関は、延長処理期限内にその相当の部分につき開示・不開示の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示・不開示の決定をすれば足りることとすることが適當である。

(4) 第三者保護に関する手続

実施機関が保有する情報には、市及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が含まれるものがあり、これらの情報を実施機関だけの判断で開示した場合、当該第三者の正当な権利利益を侵害する場合があり得る。この場合には、情報を開示した後に当該第三者を救済することは困難であり、開示請求に係る情報に、第三者に関する情報が記録されている場合は、次のように取り扱うことが適當である。

ア　実施機関は、開示・不開示の決定をするに際し、当該第三者の意見を聞くことができるものとする。

イ　個人のプライバシーや法人等に関する不開示情報に該当する情報を、公益的理由により開示する場合又は公益上の理由により裁量的に行開示する場合は、実施機関は開示の決定に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えなければならないものとする。ただ

し、当該第三者の所在が明らかでない等の合理的な理由があるときは、この限りでない
とすることが適当である。

ウ 第三者から意見を聴き、又は第三者に意見を述べる機会を与えた場合において、当該
情報を開示しようとするときは、当該第三者からの不服申立ての機会を確保することが
第三者の正当な利益を保護するために適当であるので、開示の決定を当該第三者に通知
するとともに、開示の決定と開示の実施との間に不服申立手続を講ずるに足りる相当の
期間を置くこととする。

(5) 開示の方法

開示の方法は、閲覧、視聴又は写しの交付によることとすべきである。閲覧又は視聴は、
原則として原情報によることとすべきであるが、原情報保護の必要性から原情報自体を閲
覧又は視聴に供することが適当でない場合は、それを複製したもので閲覧又は視聴させ
ることとする。

写真、録音テープ等に記録される磁気情報又はフロッピーディスク等に格納される電子
情報について、写しの交付の申請があったときは、原情報を複製して交付することが望ま
しい。なお、視聴若しくは複製が困難なものや部分開示が困難な場合等、技術的な制約が
避けられないときは、紙に採録したもので開示するなど、具体的な方法について実施機関
で検討すべきである。

(6) 費用負担

情報公開制度の運用においては、情報公開制度が市民の知る権利を尊重するものである
という基本理念に基づき、請求者の利便が制約されることのないよう制度が広く利用され、
制度の目的が十分達成されるよう配慮することが重要であり、閲覧又は視聴に係る手数料
については、無料とすることが適当である。しかし、請求書の受付から閲覧又は視聴に至
る事務処理には相当の費用を要するため、閲覧又は視聴に係る経費について、制度の利用
者に応分の負担を求めることが適当であるとする意見もあった。

また、複製物の作成や郵送にも費用を要するが、これらに係る費用については、複製物
の交付を受けるものや郵送を希望するものが、実費相当額を負担することが適当である。

8 救済制度

(1) 不服審査会の設置

情報公開制度を実効性のあるものにするためには、実施機関の開示・不開示の決定に対して不服がある者を、公正かつ迅速に救済する制度が不可欠であり、この救済制度としては、実施機関から独立した第三者機関として、条例上、情報公開不服審査会を設置することが適当である。

実施機関は、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合には、遅滞なく不服審査会に諮問し、不服審査会の答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うべきであり、また、諮問を受けた不服審査会は、実施機関に対し、速やかに答申すべきである。不服審査会の委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命すべきであるが、委員の任命にあたっては、公平性の確保から議会の同意を得ることとすることが適当である。

(2) 不服審査会の調査権限等

不服審査会が、実施機関から独立した第三者的な立場で、公正かつ適正な審査を行うためには、不服申立人及び実施機関の双方から十分な情報を収集することが必要である。そのためには、救済機関の調査権限等について、次のように取り扱うことが適当である。

ア 不服審査会は、実施機関に対して開示請求の対象となった情報を提出させて直接見分し、不開示決定があった情報とその理由を一定の方式で分類・整理した書類を実施機関に作成させ、説明を求め、又は不服申立人等に必要な資料の提出を求め、参考人に陳述を求めるなどの必要な調査を行うこととする。

イ 不服申立人等は、不服審査会に対して、口頭で自らの意見を述べる機会を求め、意見書又は資料を提出し、又は実施機関から提出された意見書等の閲覧を求めることができることとする。

ウ 不服審査会は、実施機関の開示・不開示の決定について、その適法性だけでなく、その当・不当についても判断できることとすべきである。

9 情報公開制度運営審議会

情報公開制度の適正かつ円滑な運営を図るために、制度の在り方やその運用についての

重要事項を調査・審議することが必要となる。この調査・審議機能については、不服申立人の救済機関である不服審査会にその機能を併せ持たせるという考え方があるが、運営審議会と不服審査会は、それぞれその目的を異にすることから、調査・審議機関として別に運営審議会を設置することが適当である。

10 運用状況の公表

情報公開制度の適正な運用を確保するためには、市が情報公開条例の運用状況を的確に把握し、これを広報紙等のメディアを通じて広く市民に公表することが必要である。

11 他の制度との調整

閲覧や縦覧などによる情報の開示が、他の法令等で別に定められている場合があるが、この場合に情報公開制度を適用するか否かは、それぞれの法令等の定める趣旨によるものとする。また、書店等で有償で販売されている書籍等、また、市民の利用に供することを目的として市の図書館等の施設で収集し保存している図書等や市の広報用資料等は、一般にその内容を知り得る状態にあるので、情報公開制度を適用しないこととすべきである。

12 個人情報の本人開示

電子計算機処理に関する個人情報の本人開示については、「倉敷市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」（平成元年）に規定されているが、手処理に係る個人情報を本人に開示することを認める規定は存在しない。

個人情報保護制度は、個人情報の取扱いに関し、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする制度であり、行政情報の公開を主たる目的とした情報公開制度とは、制度の趣旨・対象及び範囲等を異にすることから、それぞれ別個の制度として整備し、個人情報の本人開示については、個人情報保護制度で規定することが適当である。しかし、もともと、情報公開制度と個人情報保護制度は、個人情報の取扱いについて表裏一体の関係にあることから、情報公開条例制定後、早期に手処理に係る個人情報の保護を含めた個人情報保護条例の整備に努めるよう要望する。

資料1

諮詢（写）

市情第 15 号

倉敷市情報公開制度審議会

会長 阿 部 浩 二 様

倉敷市情報公開制度の在り方について（諮詢）

倉敷市情報公開制度審議会条例（平成9年倉敷市条例第2号）第2条の規定に基づいて、次の事項について審議会の意見を問います。

平成9年5月2日

倉敷市長 中 田 武 志

記

- 1 情報公開制度の基本的な在り方に関すること。
- 2 情報公開制度の主要な課題に関すること。
- 3 前2号に掲げるものほか情報公開制度に関すること。

資料2

倉敷市情報公開制度審議会条例（抄）

（平成9年2月27日）
（条例第2号）

（目的及び設置）

第1条 本市における情報公開制度の在り方について広く意見を求め、適切な情報公開の制度化を図るため、倉敷市情報公開制度審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 情報公開制度の基本的な在り方に関すること。
- (2) 情報公開制度の主要な課題に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか情報公開制度に関すること。

（組織）

第3条 審議会は委員15人以内をもって組織し、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のか市長が適當と認める者

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長が、審議会の会議を必要に応じ招集し、その議長に当たる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第6条 審議会には、必要に応じ、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 会長が、部会の委員を審議会の委員のうちから指名する。
- 3 部会長及び副部会長並びに会議については、前2条の規定を準用する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののか必要な事項は、市長が別に定める。

資料3

倉敷市情報公開制度審議会委員名簿

(平成9年5月2日現在)

会長	あ 阿 部 浩 二	岡山商科大学法経学部長
副会長	す 陶 浪 保 夫	弁護士
委員	あき 秋 田 たか 隆 敏	中国税理士会倉敷支部副支部長
委員	あ 阿 部 靖 子	倉敷市女性問題協議会委員
委員	いし 石 原 昌 子	倉敷人権擁護委員協議会常務委員
委員	うえ 上 田 だ 智	川崎医療福祉大学副学長
委員	うえ 上 野 進 一	倉敷市六地区労働組合連絡協議会副議長
委員	くり 栗 原 典 子	くらしき女性大学受講生
委員	こん 近 藤 どう 剛	公募（弁護士）
委員	したにい 下二井 政 信	三菱自動車工業(株)水島自動車製作所総務部長 (平成9年9月30日まで在任)
委員	つね 常 深 み とし 敏 夫	倉敷商工会議所副会頭
委員	はせがわ 長谷川 修	弁護士
委員	ひら 村 松 まつ 岐 夫	京都大学法学部教授
委員	やま 山 川 かわ 律 りつ こ 子	倉敷市婦人協議会委員
委員	よし 吉 井 い かず 一 成	(社)玉島青年会議所理事長

(委員50音順)

資料 4

倉敷市情報公開制度審議会専門委員会委員名簿

会長 阿部 浩二

副会長 陶浪保夫

委員 栗原典子

委員 近藤剛

委員 常深敏夫

委員 長谷川修

委員 村松岐夫

(委員 50音順)

資料 5

倉敷市情報公開制度審議会開催経過

第1回審議会	平成9年5月2日	委嘱辞令交付、役員選出、諮問 情報公開制度の概要、審議会の運営、審議事項
第2回審議会	平成9年5月23日	情報公開制度の目的、知る権利、情報公開制度の基本原則
第3回審議会	平成9年6月24日	実施機関、請求権者、対象情報
第4回審議会	平成9年7月23日	対象情報、開示義務
第5回審議会	平成9年8月6日	不開示情報の定め方、個人に関する情報、個人情報に 関し例外的に開示する情報、法人等に関する情報
第6回審議会	平成9年8月21日	公益的理による義務的開示、公共の安全等に関する 情報、法令秘に関する情報、機関委任事務に関する情 報、国等との協力関係に関する情報
第7回審議会	平成9年9月2日	審議・検討等に関する情報、合議制機関に関する情報、 事務事業に関する情報、公益上の理由による裁量的開 示、行政文書の存否に関する情報、不開示情報と守秘 義務規定との関係
第8回審議会	平成9年10月9日	開示請求者への利便の提供、開示請求の手続、開示不 開示の決定、処理期限
第9回審議会	平成9年10月30日	著しく大量な行政文書の開示請求の取扱い、第三者保 護に関する手続、開示の実施、手数料、救済機関の設 置、不服審査会委員の任命等

第10回審議会	平成9年11月21日	救済手続、情報公開制度運営審議会、運用状況の公表、他の制度との調整、個人情報の本人開示
第11回審議会	平成9年12月8日	第1回、第2回専門委員会審議事項の報告、検討
第12回審議会	平成9年12月19日	答申案の検討
第13回審議会	平成10年1月19日	答申案の検討

※専門委員会

第1回	平成9年11月7日	情報公開制度の基本的な在り方、基本原則、実施機関、請求権者、対象情報
第2回	平成9年11月26日	不開示情報
第3回	平成9年12月8日	開示請求及び処理の手続、開示請求に対する措置、第三者保護に関する手続、開示の実施、手数料、情報公開、制度運営審議会、運用状況の公表、個人情報の本人開示